

議 長 日程第12「議案第51号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第51号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について。
次のとおり、松田町寄みやま運動広場の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄みやま運動広場。所在地、松田町寄3111番地。

2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。

3、指定の期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、1年間。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは説明をさせていただきます。松田町寄みやま運動広場は、町民の健康増進を図るとともに、観光等で都市から訪れる人々と地域住民との交流を深め、町の発展を図るために設置されてございます。

1枚おめくりいただきまして、右上参考資料1を御覧ください。こちらについては指定管理者の選定申込みとなります。記載の内容は提案説明と同様でありますため、またおめくりをいただきまして、抜粋した内容にて御説明を申し上げます。

この1ページ目、指定管理者施設運営事業計画書でございます。先ほどの議案第50号と同様の部分については割愛をさせていただきます、説明を続けさせていただきますと思います。

事業内容等記載のとおりですね、同施設の維持管理及び利用の許可、利用料金の収受に係る業務となっております。下の枠にございます内容は、先ほどと同様、①、②が記載されております。指定管理期間は、先ほどの御議論と一緒にございます。広場の利用状況、こちらについても先ほど若干御説明を差し上

げましたが、やはり例年の半分程度まで落ち込みがあります。令和3年度、ただですね、若干この回復の基調もございます。しかし、グラウンド利用が増え、最終的には先ほど申し上げた宿泊につながらないというのが大きい問題点でございます。1年間で総合的な改善が見込めたり、先の展望をという議論があったことについても同様でございますので、おめくりいただきまして、2ページ、3ページを御覧願います。

こちらの内容についても、先ほどの50号とほぼ同じ内容となりますため、おめくりいただきまして、4ページ目を御覧ください。こちらが収支計画書、令和5年度のみとなっております。収入の内訳といたしましては、営業収入とありますのは、グラウンドの使用料となります。営業外収入は町の指定管理委託料となっております。支出につきましては、施設管理費と人件費が主なものとなっておりますが、人件費につきましては先ほど申し上げたように管理センター等との比率を案分して人件費の掲載をしてございます。

計画書の内容は以上となりまして、右側のページ、参考資料2につきましては、町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となっております。

おめくりいただきまして、参考資料3につきましては、同委員会による選定結果書となります。候補者の選定に当たりましては、3に記載のとおり附帯意見を頂戴してございます。こちらの内容でですね、①については同じなんです、先ほどと同じなんです、②については寄みやま運動広場利用促進のため、青少年の健全育成や健康増進に資する事業など、付加価値を高める取組の検討を行うとともに、新たな顧客獲得に向けたPRに取り組むことを期待しますということでございます。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑ないようです。質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第51号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。